資料1

避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への対応について

汚染廃棄物対策地域内にある工事廃棄物等

対策地域内廃棄物	対策地域内廃棄物以外の廃棄物	残土
避難区域の見直し前に施工される国・地方公共団体が発注する災害復旧事業に伴い生じた廃棄物 （例：道路の災害復旧により生じたアスファルトがら）	避難区域の見直し後に施工される国・地方公共団体が発注する災害復旧事業に伴い生じた廃棄物（例：同左）	

【汚染特措法の枠組み】　【廃棄物処理法の枠組み】

インフラ事業実施主体による徹底した再生利用等

インフラ事業実施主体が仮置場確保に努力し、一時的に保管（対策地域内廃棄物として国が処分）

インフラ事業実施主体が仮置場及び処理施設を確保＊

仮置場確保が困難な場合

連携協議会＊2（仮置場調整部会）による仮置場の確保・運用
（弾力的な一元的調整による運用）

課題解決が困難な場合

福島復興再生総局において課題解決
（関係省庁との連携が必要な場合は、福島復興再生総括本部で対応）

＊１　8000Bq/kgを超える放射能濃度の廃棄物については、指定廃棄物として国（環境省）が処理
＊２　仮置場・処理施設の確保・運用に係る課題等の解決のため設置するもの

連携協議会　構成案

避難指示区域内で生じる工事廃棄物等への対応のための連携協議会

（事務局）福島復興再生総局事務局（福島復興局・福島環境再生事務所・原子力災害現地対策本部）

インフラ事業実施主体

国土交通省東北地方整備局
農林水産省東北農政局
福島県　土木部・農林水産部
各市町村・広域組合等の復旧事業担当部局
NEXCO東日本東北支社　等※

除染実施主体

福島環境再生事務所

廃棄物処理実施部局

福島環境再生事務所
福島県生活環境部
各市町村・広域組合等の廃棄物処理担当部局

復興関連とりまとめ部局

各市町村の復興担当部局

※連携体制の下、弾力的に一元的な調整を行う。

福島県避難地域復興局

強固な連携

（〇〇市町村）仮置場調整部会

（事務局）福島復興局・福島環境再生事務所・原子力災害現地対策本部

〇インフラ事業実施主体
　福島県土木部・農林水産部、国交省東北地方整備局いわき国道事務所、
　農水省東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所、
　市町村の建設事業担当課、NEXCO東日本東北支社　等※

〇除染実施主体
　福島環境再生事務所

〇廃棄物処理実施部局
　福島環境再生事務所、福島県生活環境部、各市町村又は各広域（一部）事務組合

〇復興関連窓口
　各市町村　復興担当部局

※インフラ事業実施主体については、当該地域における事業の具体化等に伴って追加があり得る。